

尼崎市からのお知らせ

外国人従業員を雇用している雇用主の皆さんへ

特別定額給付金の申請書を送付いたしました約23万7千世帯のうち、7月10日現在で、約95%に当たる約22万8千世帯の方がすでに申請されておりますが、9千世帯の方が未申請となっております。

申請期限は、令和2年8月17日（月）（消印有効）で、申請期限を過ぎると、いかなる理由があっても申請書を受け付けることはできません。

未申請者の中には外国籍の方もおられます。日本語の不得意な外国人従業員を雇用している雇用主におかれましては、まだ申請をしていない従業員の方がおられましたら、まずは特別定額給付金専用ダイヤル（コールセンター）に電話するようにお伝えください。外国語での対応（3者通話）も可能です。

※ 令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら外国籍の方にも給付されます。なお、短期滞在者等は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

特別定額給付金専用ダイヤル（コールセンター）

電話：06-6415-8071

ファックス：06-6415-8073

応対時間：午前9時00分から午後5時00分（平日のみ）

（注）専用ダイヤルにお問合せの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願いします。